

大学と寛容

村田 晃 嗣

奨励者紹介〔むらた・こうじ〕

同志社大学法学部教授

〔研究テーマ〕戦後アメリカ外交、アメリカ政治と映画文化

そこで、主に結ばれて囚人となっているわたしはあなたがたに勧めます。神から招かれたのですから、その招きにふさわしく歩み、一切高ぶることなく、柔和で、寛容の心を持ちなさい。愛をもって互いに忍耐し、平和のきずなで結ばれて、霊による一致を保つように努めなさい。

(エフェソの信徒への手紙 4章1―3節)

アメリカでは今年の11月3日に大統領選挙が実施されます。現職のドナルド・トランプ大統領が再選されるのかどうか、注目されます。前回2016年の大統領選挙でトランプ氏が当選して以来、アメリカでは政治的な対立が激化しています。しかし、エスニシティや文化、宗教、ジェンダー、イデオロギーをめぐる対立は、それ以前からアメリカ社会で進行していました。しかも、そうした対立は寛容と多様性を何よりも大切にせず、大学の大学にも忍び込んでいたのです。

いくつかの例を挙げましょう。

まず、2015年11月に、ミズーリ大学の学長が辞任しました。キャンパスでの人種差別に学長の対応が十分ではないとアメリカンフットボール部の黒人選手らが部活動のボイコットを表明したからです。花形のアメリカンフットボールの試合ができなくなると、大学は多額の損失を被ることになるのです。

同じ時期に、名門イエール大学でもハロウィンをめぐる騒動が起きました。ハロウィンといえば、最近では日本でも時には過剰なほどの盛り上がりを見せています。このハロウィンでの仮装が人種差別やマイノリティ差別になるのではないかと、イエール大学の一部の学生たちが問題視し、ある教授に意見を求めたところ、彼女の答えは、露骨な差別でないかぎり憲法の保障する表現の自由として認められるというものでした。彼女の夫も教授で、しかも学部長であったことから、学生らがこの教授夫妻の辞任を求める動きに発展したのです。

さらに、オハイオ州にあるリベラルアーツの名門オーバリン大学での話です。ここは、全米でもいち早く黒人や女性の入学を認めた大学の一つです。ちなみに、日本の桜美林大学の創立者は本学神学部の卒業生の清水安三氏です。戦前に中国で布教活動をして「北京の聖者」とまで呼ばれた清水先生は、オーバリン大学の卒業生です。アーモスト大学に学んだ新島襄先生が「日本のアーモスト」にすべく同志社を設立したように、清水先生は「日本のオーバリン」たるべく桜美林大学を創立しました。

そのオーバリン大学近くのベーカリーで、黒人学生がワインの万引きを疑われ、店主ともみ合いになりました。そこで、このベーカリーは人種差別的だと学生の間で抗議運動が起これ、大学もこの店との取引を停止しました。すると、店側が民事訴訟を起こし、大学に1100万ドルもの損害賠償を命じる判決が下りました。立

場の強い大学が小さな店舗を威圧したというわけです。陪審のほとんどが白人だったので、やはり人種差別だという声もあるようです。

また、より最近の調査では、2019年に白人至上主義運動のプロパガンダ活動がキャンパスで急増しているそうです。

もちろん、差別は許されませんが、何が差別かは慎重な議論を要するところですし、差別に反対するならどのような手段をとってもよいというものではありません。自分の立場を絶対視して意見の異なる者に攻撃的になる風潮が、キャンパスにも広がっているように思えます。

では、日本の大学は大丈夫でしょうか。もちろん、日本はアメリカほどエスニシティや宗教、ジェンダーの問題で社会的な亀裂が深刻化しているわけではありません。しかし、日本の大学もグローバル化や改革を性急に求められる中で疲弊し、ややもすれば異質なものに狭量になりつつあると危惧します。

同志社も例外ではありません。まことに恐縮ではありますが、私自身の経験をお話ししましょう。

2015年の夏のことです。安倍晋三内閣が憲法9条の下でも限定的に集団的自衛権を行使しようとした、いわゆる平和・安全保障法案を国会に提出しました。解釈改憲であり立憲主義に反するという反対の声が憲法学者らから挙がり、世論も強く反発していました。当時、私は本学の学長でしたが、与党推薦の公述人として衆議院の平和・安全保障法制に関する特別委員会に出席して、意見を述べました。もちろん、国際政治学者としての個人の見解であり、そのことは公述の冒頭でも明確にしています。

私の意見は概ね次のようなものでした。今回の法案は違憲であるとの批判もあるが、憲法の解釈には法律論と政策論のバランスが必要であり、日本を取り巻く安全保障環境の急速な変化に鑑みれば、法案は妥当であると考え（例えば、中国の国防費は過去30年間で50倍以上に膨張した）。異なる意見を排除するのではなく、憲法学者と安全保障専門家の建設的な対話が必要である。世論が不寛容に支配されることは危険である。

ところが、私の発言に学内から強い抗議の声が挙がり、100人近い教員が署名した抗議文が公表されました。現在の学長や副学長の何人かも署名しています。国会での私の発言は立憲主義に反し、同志社の良心教育を棄損するものであり、「心から恥ずかしく思う」というものでした。

まず、私は個人の発言と明言しています。それを学長の発言と誤解される可能性があるというのなら、批判されるべきは私ではなく、誤解する側やそのように報じた側でしょう。それがメディア・リタラシーではないでしょうか。誤解されるから個人の見解を公にするなどというのは、言論の自由、思想信条の自由を侵害する第一歩です。また、憲法は国会を「国権の最高機関」と位置づけており、私はその国会から国会法に基づいて公述人としての意見を求められたのです。これが立憲主義に反するとは到底思えません。

憲法を改正せずに憲法の解釈を変えるのがよくない、という議論も表面的です。なぜなら、集団的自衛権は行使できないという政府見解は1972年に確立されたのであり、それまで政府はそのような見解をとっていなかったからです。つまり、2015年に先立って1972年にも政府は9条の見解を変更しているのです。この1972年の変更を解釈改憲と批判する憲法学者はほとんどいませんし、2015年の変更は新たに立法を伴うものですから、1972年のそれよりはるかに丁寧な変更ですらあります。

まして、「良心教育に反する」とか「心から恥ずかしく思う」といった発言は、客観的な議論というよりもほとんど人格攻撃ではないでしょうか。私が日本会議の会員であるという情報も、インターネットで流布していま

した(事実ではありません)。

私はきわめて理不尽な批判だと思いましたし、この声明文に署名した人々は本当にあの膨大で複雑な安保法案を読んでいるのだろうかという疑問に思いました。もし法案を精読せずに印象論だけでこのような批判を展開しているのなら、彼らこそ「心から恥ずかしい」と思いました。

ちなみに、同志社大学フェミニスト・ジェンダー・セクシュアリティ研究センター(F. G. S. S.)のホームページには、いまだに私の公述人発言を批判する文章が掲載されています。学長が個人の見解を国権の最高機関で述べるのは「良心教育に反する」から許されないが、大学のホームページに、大学の予算で設置されているセンター「一同」の名前で、自分たちの政治的見解を表明することは、良心教育に沿うものなのでしょうか。

「いかなる自由にもまして、良心の命じるままに知り、語り、論じることのできる自由をわれに与えたまえ」とは、『失樂園』で知られるイギリスの詩人ジョン・ミルトンの言葉です。また、「私はあなたの意見に反対だ。だが、あなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」と語ったのは、フランスの思想家ヴォルテールでした。

ちなみに、良心という概念はたいへん難しいもので、本学でも良心学研究センターが発足し研究がなされています。私見では、良心は自らを戒める際に用いる言葉であり、他人を批判する時に用いるものではありません。自分だけが良心的で相手はちがうという議論は、パリサイ人のそれでしょう。

さて、憲法をめぐる、私をさらに当惑させる議論が最近なされています。

欧米では同性婚を認める国が多くなっていますが、日本でも憲法を改正せずとも同性婚は可能だという議論です。しかし、憲法24条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として」と定められています。この「両性」、「夫婦」という表現を改めずに、日本でも同性婚は可能なのでしょうか。一部の憲法学者や法律の実務家によると、24条の立法趣旨は家庭における女性の地位を守ることであり、同性婚は明示的に禁止されていないから、24条の表現を改めずとも、関係法令さえ改正すれば、日本でも同性婚は可能だということです。私は同性婚に反対ではありません。しかし、両性や夫婦は男女を意味しているし、憲法の制定段階で同性婚が想定されていないことは明らかだと思います。

24条の下でも同性婚が可能だという理屈を9条に当てはめてみましょう。9条の立法趣旨は侵略行為の禁止であって、国際連合憲章がすべての主権国家に認めている自衛権の禁止ではないし、9条のどこにも、個別的自衛権の行使は許容されるが集団的自衛権の行使は認められないとは明示されていません。9条で集団的自衛権が行使できないと論陣を張る人々が、24条で同性婚が可能だと論じること、控えめに言っても私は強い違和感を覚えますし、率直に言うとダブル・スタンダードだと思います。これでは学問や法律の名前、権威を借りて、自分の政治的イデオロギーを正当化しているだけではないでしょうか。

また、24条の下で同性婚が可能か否かは、憲法学者のみの議論で決められることではないでしょう。家族社会学者や心理学者、医学者、さらには性的マイノリティ当事者の意見を総合的に吟味しなければなりません。9条の下で集団的自衛権の行使が認められるかという点に関して、私が憲法学者と安全保障の専門家の建設的な対話が必要だと指摘したのと同じことです。

話を寛容に戻しましょう。

まず、2016年3月の卒業式に学長としての式辞でもご紹介した、渡辺一夫氏の言葉です。渡辺教授は東京大学で教鞭をとった高名な仏文学者で、小説家の大江健三郎氏の恩師としても知られます。渡辺氏には、

『狂気について』という評論集に収められた、「寛容は自らを守るために不寛容に対して不寛容になるべきか」というエッセーがあります。『狂気について』というタイトルは刺激的ですが、人は他人の狂気には容易に気づくが、自らの内にある狂気にはなかなか気づきにくい、と渡辺氏は指摘しています。

さて、渡辺教授の寛容と不寛容との問いについてです。歴史上、多くの寛容が不寛容との戦いの中で自らも不寛容になっていったと、渡辺氏は説きます。古代キリスト教が迫害された一因は、彼らが自分たちの信仰と生活のみを正しいとし、それ以外を否定した不寛容によって、ローマ側の不寛容を惹起したことにあると、渡辺氏は指摘しています。「寛容は寛容によってのみ護られるべきであり、決して不寛容によって護られるべきでない」、「不寛容によって寛容を護ろうとする態度は、むしろ相手の不寛容を更にけわしくするだけである」。これが渡辺氏の結論です。

もう一人、イギリスの小説家E・M・フォスターの言葉にも耳を傾けてみましょう。彼にも「寛容の精神」というエッセーがあります。世界には多様な価値観や人種、文化があり、どうしても気に入らないものもある。それに対する解決策は二つだと、フォスターは言います。一つは、ナチス・ドイツがやったように、相手を抹殺して自分こそが「地の塩」だと胸を張ることです。もう一つは、「なるべくがまんするのです。愛そうとしてはいけない。そんなことはできませんから無理が生じます。ただ、寛容の精神でがまんするように努力するのです」。フォスターによれば、寛容は消極的な美德です。

冒頭に述べたように、アメリカでは文化や宗教、ジェンダーをめぐる厳しい社会的・政治的対立が続いています。実は、日本社会にもすでに270万人以上の外国人が生活しており、このペースで行くと、2060年には日本の人口の1割は外国人になるとみられています。やがては日本でも文化や宗教、エスニシティをめぐる対立が先鋭化するかもしれません。しかし、たとえどんなことがあっても、大学は多様な価値観を認め、異なる立場の人々と対話する場所でなければなりません。自由主義を標榜する同志社は特にそうでなければなりません。自分の立場だけがリベラルで良心的であり、自分と立場の異なるものは反動的で良心に反するといった議論こそ、同志社にはふさわしくありません。

ところが、このように論じながら、私自身が私を批判した人々の不寛容に不寛容で応えようとしている、と気づくのです。私自身が不寛容に対して寛容をもって応じ、気に入らない相手に「なるべくがまんする」ことを学ばなければなりません。21世紀にあっても、同志社が同志社であり、大学が大学であるためには、われわれすべてが寛容の精神を忘れてはならないのです。

[参考文献]

渡辺一夫 『狂気について』 岩波文庫 1993年

フォスター 『フォスター評論集』 小野寺健編訳 岩波文庫 1996年

2020年1月22日 今出川水曜チャペル・アワー「奨励」記録